

天理市訓令甲第 5 号

天理市生涯学習推進本部規程（平成 5 年 4 月天理市訓令甲第 6 号）の一部を
次のように改正する。

令和 7 年 3 月 31 日

天理市長 並 河 健

第 3 条第 3 項第 1 号中「市長部局の理事、」を削り、同項第 4 号を削る。

附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。